

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針（案）（概要）

この指針は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき、建設業法第二条第二項に規定する建設業を営む者で特定特殊自動車を使用する者（以下、「使用する者」という。）が特定特殊自動車（施行前製作車等を含む）の排出ガスの排出の抑制を図るために取り組むべき措置に関し定めるものです。

本指針においては、使用する者が特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るため実施する事項として、以下を定める予定です。

1. 軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入し、使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油）を選択することを規定する予定です。
2. 点検整備の実施について、特定特殊自動車の本来の排出ガス性能を維持するように努めていただくため、次の内容を規定する予定です。

一 定期検査

① 検査時期

- ・ 1年以内ごとに1回、定期的に、別表の事項について検査を行うこと。（「労働安全衛生法の定期自主検査において実施されている事項については、改めて検査を実施する必要はない」等の、定期検査を必要としない要件を明記。）

② 検査の実施者

- ・ 定期検査は、次のいずれかに該当する者が実施すること。
 - ア) 労働安全衛生法第四十五条第二項で定める資格を有する労働者
 - イ) 労働安全衛生法第四十五条第二項に規定する検査業者
 - ウ) 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者
 - エ) 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者

③ 検査結果の記録・保存

- ・ 定期検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存すること。
 - ア) 検査年月日
 - イ) 検査方法
 - ウ) 検査箇所
 - エ) 検査結果
 - オ) 検査を実施した者の氏名
 - カ) 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

二 日常点検

- ・ 使用時の状態から判断した時期に、別表の事項について点検を行うこと。

三 定期検査に関する教育・講習の励行

- ・ 定期検査を実施する者に対し、定期検査に関する教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めること。

3. 次のような措置の中から、個々の事業活動の規模、地域等に応じ、適切に措置を選択して実施するよう努めることを規定する予定です。

一 以下のような事項につきマニュアルの作成、従業員の教育等を通じ、実施の徹底を図る。

- ① 急発進・急加速・急操作の排除に努める。
- ② 不要な空ぶかしを行わない。
- ③ 停止の際はアイドリング・ストップを励行する。 等

二 特定特殊自動車の選択・導入に際しては、次のような措置により排出ガスの排出量の抑制に努める。

- ① 排出ガスの排出量がより少ない特定特殊自動車を選択する。
- ② 燃料消費率の良い特定特殊自動車を選択する。
- ③ 省エネルギー機構（アイドリング制御機能、省エネモード機能）付きの特定特殊自動車を選択する。
- ④ 作業規模・現場条件に適した作業効率の良い出力の機種を選択する。 等

(別表)

検査項目	検査方法		年次点検	日常点検
本体	始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	○	○
		予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	○	
	回転の状態	アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。	○	○
		エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	○	○
	排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 ・ エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。 	○	
	特定原動機（一酸化炭素等発散防止装置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 ・ 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略できる。） ・ 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。 ・ 排出ガス減少装置のホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。 	○	
	エアクリーナー	ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。	○	
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	○	
		油量及び油の汚れの有無を調べる。 [オイルバス式]	○	
	締付け	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ又は水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	弁すき間	弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	過給機	アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	○	
		本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	○	
エンジンマウント	ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。	○		

		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	○	
		防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	○	
潤滑装置		オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	○	○
		ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	○	
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	○	
燃料装置		燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	○	
		燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	○	
		燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式の場合は、この検査を省略してもよい。	○	
		噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態の異常の有無を調べる。 ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
冷却装置		冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	○	○
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンが目詰まりの有無を調べる。	○	
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	○	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	○	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	○	
		ファンベルトのたわみを調べる。	○	
		ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	○	
		冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。	○	
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	○	
電気装置	充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の適否を調べる。	○	
	バッテリー	電解液の量を調べる。	○	
		端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	○	
	配線	接続部の緩みの有無を調べる。	○	
		損傷の有無を調べる。	○	